

広島県告示第七百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十八年広島県告示第六百六十五号で認可した広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年九月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし。

使用の部分

平成十八年広島県告示第六百六十五号の事業地に、山本新町一丁目、山本新町二丁目、山本新町三丁目、山本新町五丁目、伴南五丁目、石内北一丁目、石内北二丁目、五日市港二丁目、五日市港三丁目及び五日市港四丁目を追加し、同事業地のうち、沼田町大字伴、五日市町、海老園三丁目、海老山南一丁目、海老山南二丁目及び五日市町大字石内の事業地を変更する。